

柏原市自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要項

1 事業の目的

本市では、公有財産の有効活用及び公共施設利用者の利便性向上を目的として、飲料等の自動販売機を設置するため、本市が定める条件の下、質の高いサービスの提供が可能な事業者をプロポーザル方式により募集します。

2 物件概要

(1) 設置場所及び設置台数

物件一覧表及び物件明細書のとおり

(2) 機器の仕様等

自動販売機設置に関する仕様書のとおり

(3) 設置手続き

自動販売機設置場所の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可とします。

3 参加要件について

(1) 参加資格

次の要件を全て満たすものとします。

ア 大阪府内に事業所等を有する法人又は個人であること。

イ 申込の日から過去1年間において、自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)を行った実績を有する者。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 国税、大阪府税及び市税(市税は柏原市に事業所がある場合のみ)を完納していること。

オ 柏原市暴力団排除条例第2条第6号、第7号及び第8号に規定する団体又は者でないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

キ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(2) 応募スケジュール

項 目		日 程
1	募集資料公表・公募開始	令和7年2月10日(月)
2	質問締切	令和7年2月19日(水)正午まで
3	質問回答	令和7年2月21日(金)
4	応募書類 提出締切	令和7年3月 3日(月)17時15分まで
5	選定結果通知	令和7年3月11日(火)

(3) 応募書類

書 類 名		法人	個人
1	参加申込書 (様式1)	○	○
2	誓約書 (様式2)	○	○
3	事業者概要書 (様式3)	○	○
4	業務経歴書 (様式4)	○	○
5	収益加算率提案書 (様式5)	○	○
6	提案書 (自由様式)	○	○
7	添付書類		
	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	○	○
	履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本の写し	○	—
	営業証明書の写し	—	○
	大阪府内事業所等の納税証明書の写し (国税・大阪府税及び柏原市税)	○	○

(4) 参加手続き

ア 応募書類、関係資料の配布

プロポーザル実施要項、参加申込書、その他公募に係る様式等は本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

イ 質問の受付

公募に関する質問を行う場合は、次のとおり質問書を提出してください。なお、電話による質問は受付けないものとします。

①受付期間 令和7年2月19日(水) 正午まで

②提出方法 柏原市総務部総務課へ電子メールで提出してください。

soumu@city.kashiwara.lg.jp

件名は「柏原市自動販売機設置事業者選定に関する質問について(事業者名)」としてください。なお、必ず電話にて送信確認を行ってください。

③提出様式 様式6「質問書」

④回答方法 質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和7年2月21日(金)に本市ウェブサイト内の本プロポーザルに係るウェブページに掲載します。(質問者名は公表しません。)

ウ 参加申込及び提案書の提出

次のとおり、必要書類を整えて提出してください。

①受付期間 当該公募の公告・公表から令和7年3月3日(月)まで

②受付時間 持参の場合は平日開庁日の8時45分から17時15分まで
郵送の場合は提出期限必着とします。

③提出方法 持参又は郵送(書留やレターパックプラス)にて提出してください。

- ④提出場所 柏原市総務部総務課（柏原市役所本館4階）
- ⑤提出様式
- 1) 様式1「参加申込書」
 - 2) 様式2「誓約書」
 - 3) 様式3「事業者概要書」
 - 4) 様式4「業務経歴書」
 - 5) 添付書類（いずれも書類提出日の前3か月以内に発行されたもの）
 - ・印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）（原本）
 - ・登記事項証明書（法人：履歴事項全部証明書）又は営業証明書（個人）（写し可）
 - ・国、大阪府税及び市税の納税証明書（未納のない証明、写し可）
 - 6) 様式5「収益加算率提案書」
 - 7) 自由様式「提案書」
 - ※原則、A4判又はA3判の横折込みとします。
 - 記載内容は下記5（3）審査基準の「項目」のとおりとします。
- ⑥提出部数 様式1～5 1部
自由様式「提案書」 6部（正1部、副5部）
- ⑦留意事項
- 1) 提案にあたっては、物件一覧表に記載された設置施設・台数を削減することはできません。なお、個別条件は指定した機能を確保した上での追加等の提案は可能です。
 - 2) 提出された書類は柏原市情報公開条例（平成12年条例第23号）第2条第2号に規定する行政文書に該当するため、行政文書開示請求の対象となります。

4 提案書作成要領

提案書は下記の事項を守って作成してください。

- ア 5（3）審査基準の「項目」に沿って作成してください。「審査基準」に対してどのようなことが提案できるのかわかりやすく記載してください。
- イ 審査基準「2 付加機能について」の項目は、物件一覧表を基に具体的にどの場所の自動販売機にどんな機能を付加する提案ができるのかを、その機能の説明と共に一覧表形式で記載してください。
- ウ 審査基準「3 商品・サービスの構成」は実際にこの公募事業にて設置する自動販売機で提供する予定の商品を記載してください。

5 提案内容の審査

（1）審査主体

審査は、別に定める「柏原市自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が、審査基準に基づき審査、採点を行います。

（2）基本的な審査方法

選定委員会の委員が、提出された提案書の内容によって評価、採点を行います。プレゼンテーションは実施しませんので、提案書は「4 提案書作成要領」に基づき具体的に明瞭な記載をお願いします。

各委員の得点の合計が最も高い事業者を候補事業者とし、2番目に高い事業者を次点候補者として選定します。

(3) 審査基準

項 目		審 査 内 容 (例)	配点
1	業務体制について	・自動販売機の故障や苦情に対する対応方法が利用者にとって不便でないか。 ・商品の補充やメンテナンスを行う体制	5点
2	付加機能について	キャッシュレス対応、UD等、市が指定する機能及び台数以上の付加機能を持つ自販機をどれだけの台数提供できるか。 (付加機能と台数を明記してください)	20点
3	商品・サービスの構成	缶・PET飲料の販売項目やサービス内容が魅力的で種類が多いかどうか。 (提供する飲料メニューを具体的に提示してください)	15点
		食品の販売項目やサービス内容物件明細書に記載の目的に合致しているかどうか。 (提供する食品メニューを具体的に提示してください)	10点
4	自由提案	会社として柏原市に提案できるその他サービスについて (例) ・自動販売機と連動したアプリ ・ラッピングや防犯機能付き等のサービス自動販売機 ・自動販売機以外で市に提供できる事業やサービス	15点
5	収益加算率	・収益加算率の提案 (18.0%以上)	35点
合 計			100点

(4) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、結果概要を本市のウェブサイト公表します。

(5) 候補事業者としない場合

選定委員の得点の合計が、満点の6割に満たない事業者は候補事業者としないものとします。

(6) 2人以上が同点となった場合

審査結果が同点となった場合については、選定委員による投票を行い、獲得票数の多い者を候補事業者とします。

(7) 参加者が1者の場合

参加者が1者のみの場合も本プロポーザルは有効とします。ただし、選定委員の得点の合計が満点の6割に満たない場合は、候補事業者としないものとします。

(8) 次に該当するときは、候補事業者としての決定を取り消し、次点候補者を候補事業者とすることができるものとします。

ア 提出書類に虚偽の記載が確認されたとき

イ 評価の公平性を害する行為を行ったとき

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき

エ 参加資格に適合しなくなったとき

6 その他

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書等の提出された書類は、候補事業者選定以外には使用せず、また返却も行わないものとします。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要とする場合は、提案者に確認の上、提出書類の内容を使用できるものとします。
- (4) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、市と候補事業者と協議して決定します。

7 担当課

〒582-8555

大阪府柏原市安堂町1番55号

柏原市総務部総務課（柏原市役所本館4階）

担 当：辻野

TEL：072-971-5192

FAX：072-971-5089

E-mail：soumu@city.kashiwara.lg.jp